

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

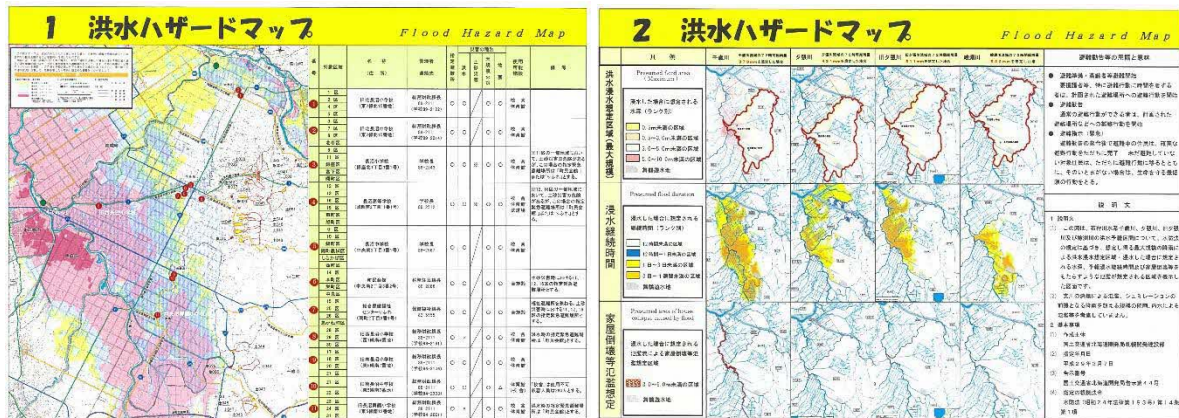
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：長沼町防災ガイド)

長沼町には、千歳川、夕張川、旧夕張川、嶮淵川、馬追運河、南六号川などの川が流れており、千歳川、夕張川、旧夕張川、嶮淵川が氾濫した場合の浸水想定区域は、長沼町防災ガイドの洪水ハザードマップによると、中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に西長沼、舞鶴が 3.0m～10.0m の浸水域とされている。

地区名	方角	想定される浸水深	小規模事業者数
市街地	中心	0.5m 未満	249
西長沼地区	西	5.0m～10.0m 未満	59
舞鶴地区	南	3.0m～ 5.0m 未満	
北地区	北	0.5m～ 3.0m 未満	17



(出典：長沼町防災ガイドより)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、長沼町の 11 区、12 区、16 区が、急傾斜地崩壊・土石流による特別警戒区域に指定されている。この区は一般の世帯が居住している地域ではあるが、小規模事業者が点在している。

防災情報資料①

長沼町11区 土砂災害ハザードマップ



防災情報資料②

長沼町12区 土砂災害ハザードマップ



◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、世帯の生命・身体・財産に被害が生じるおそれのある区域」です。命や身体・財産に被害(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に被害が生じ、住民の生命や身体に被害が生じるおそれのある区域」です。◎警戒区域(黄色で囲まれた範囲)の範囲は指定区域内に土砂災害が発生するおそれがありますので、危険な状態に陥りやすくなります。◎土砂災害警戒区域に指定されている場合は、危険な状態には警戒区域に指定されている場合と異なります。

◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、世帯の生命・身体・財産に被害が生じるおそれのある区域」です。◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に被害が生じ、住民の生命や身体に被害が生じるおそれのある区域」です。◎警戒区域(黄色で囲まれた範囲)の範囲は指定区域内に土砂災害が発生するおそれがありますので、危険な状態に陥りやすくなります。◎土砂災害警戒区域に指定されている場合は、危険な状態には警戒区域に指定されている場合と異なります。

(出典：長沼町防災ガイドより)

防災情報資料①
長沼町12区、16区 土砂災害ハザードマップ



◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域等)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じおそれのある区域」です。
◎青色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域等)は、「土砂災害が発生した場合、建築物の損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じおそれのある区域」です。
◎黄帯(警戒)が置かれている箇所(土砂災害警戒区域等)は、大雨のときにより警戒が必要となりますので、注意して下さい。
◎土砂災害警戒区域等以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の地質や状況、避難場所などをよく確認して下さい。
◎また、土砂災害警戒区域等以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の地質や状況、避難場所などをよく確認して下さい。

(出典：長沼町防災ガイドより)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

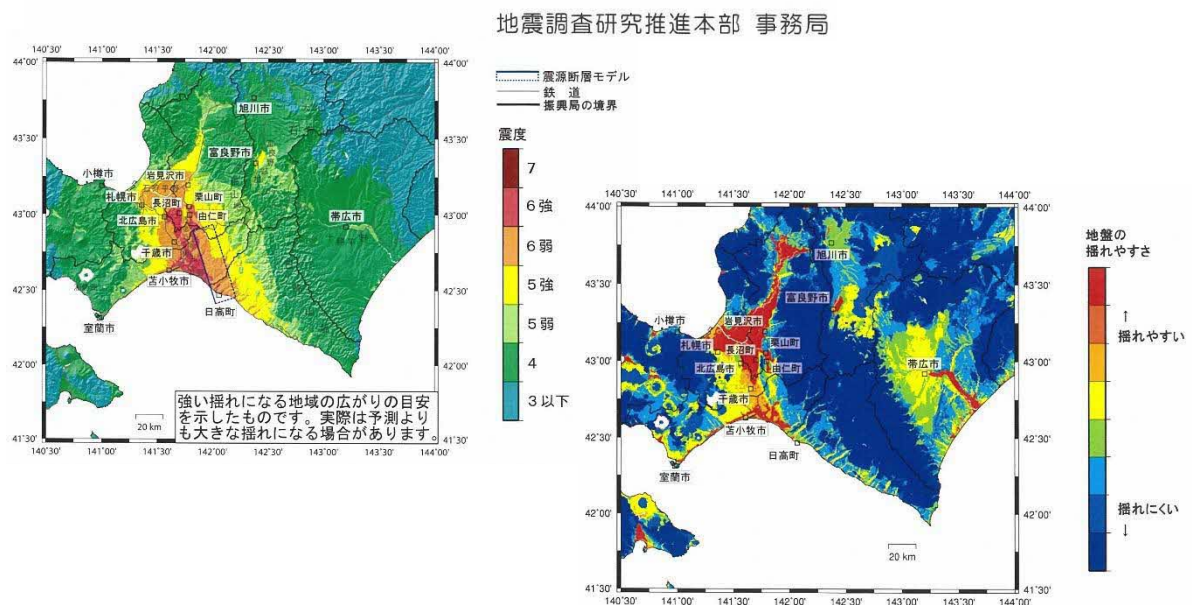
長沼町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると石狩低地東縁断層帯による地震が想定されている。

石狩低地東縁断層帯は、分布形態から石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部に区分され、長沼町に最も影響が大きいと考えられるのは「石狩低地東縁断層帯主部」となっており、将来の地震発生に可能性は、地震の規模M7.9程度、30年以内においては、ほぼ0%となっている。

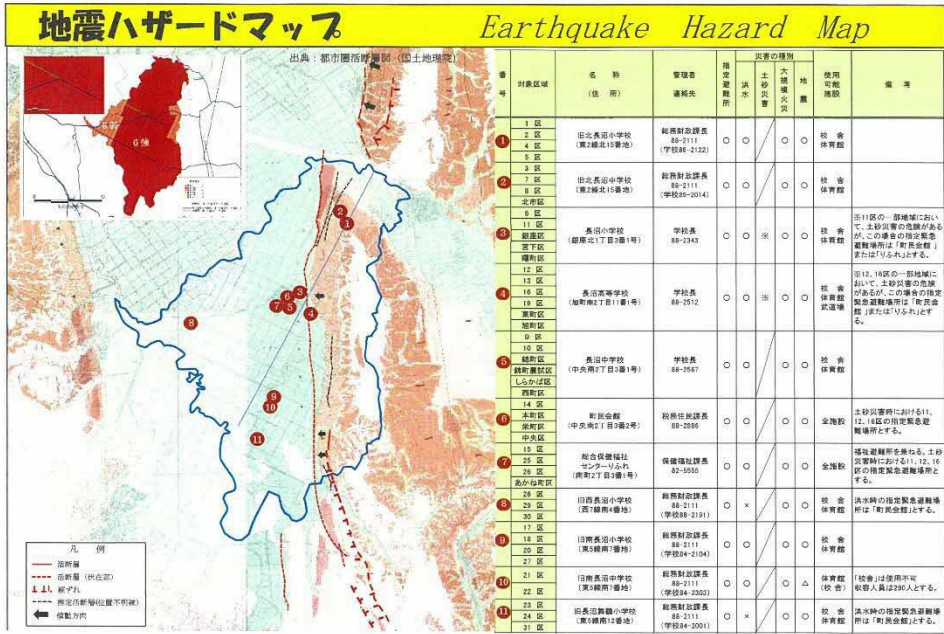
2018年の胆振東部地震では震度5強の地震が発生している為、今後も警戒が必要である。胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより生活に混乱が生じた。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下

石狩低地東縁断層帯南部の地震による予測震度分布



(出典：地震調査研究推進本部より)



(出典：長沼町防災ガイドより)

(その他)

当町は、北海道胆振東部地震により震度5強を観測し、全道がブラックアウトに見舞われて日常生活が混乱した。

又、暴風雨による数々の災害にも見舞われており、特に平成30年の台風21号において風害が多大な被害を及ぼしこの台風により、建物被害が9棟、農業被害も莫大となった。台風がらみの大雨、集中豪雨が毎年のように発生している。

《直近の災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H30.9.6	震災	午前3時8分北海道胆振東部地震(震源:厚真南東震度7)震度5強観測	全・半壊なし 一部損壊 23件	-	道路被害 地割れ2か所、約55m	ブラックアウトによる全道が停電	-
H30.9.4	風害	台風21号による暴風 最大瞬間風速29.6m/s	住宅被害9棟	農業施設: ビニールハウス、乾燥機等 農業作物: 44ha	倒木 847本	停電:最大2500戸	1.3億
H30.7.5	大雨	温帯低気圧に変わった台風7号の影響により、前線が刺激され大雨となった。	-	-	道道夕張長沼線(1008線)一部通行止め	完遂被害 9.24ha(12区、18区)	-

(出典：長沼町地域防災計画別冊)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 348人(独自データ)

・小規模事業者数 325人(独自データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	60	58	町内に広く分布
	製造業	29	23	〃
	卸売業	9	7	〃
	小売業	64	61	市街地に集中
	飲食業	65	63	〃
	サービス業・その他	121	113	町内に広く分布
	合計	348	325	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
長沼町防災会議条例	S37.10	
長沼町災害対策本部条例	S37.12	
長沼町地域防災計画	H18.10	R2年3月改定
防災訓練の実施	毎年 10月	総合防災訓練 見学・体験・疑似体験・炊き出し等を実施
防災備品の備蓄	毎年 確認	備蓄食料(クラッカー、フリーズドライ、アルファ米・粉ミルク、飲料水) 生活必需品、避難所資機材、衛生資材
新型インフルエンザ等 対策本部条例の策定	H25.3	

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続力強化策定研修会	R2.1	空知ブロック青年部研修会(長沼会場)
事業継続力強化策定個別相談	R2.2.18	町内事業者の計画策定支援
BCPセミナー関係のセミナー	R2.10	セミナー(伴走型支援事業)
	R3.11	
新型インフルエンザ等対策	R2.4~	次亜塩素酸、アルコール設置
	R3.6	飛沫防止パーテーション購入設置

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明。

- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数 (西南舞地区)		策定目標 (事業継続力強化計画)				
				R4	R5	R6	R7	R8
建設業	60	58	(10)	2	2	2	2	2
製造業	29	23	(6)	1	1	1	1	2
卸売業	9	7	(2)				1	1
小売業	64	61	(11)	3	2	2	2	2
飲食業	65	63	(7)	2	2	1	1	1
サービス業・その他	121	113	(23)	3	5	6	5	4
合計	348	325	(59)	11	12	12	12	12

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域の小規模事業者を今年5年、59件を優先とし次期以降おおむね3期（15年間）で全小規模事業者（267件）が策定できるように設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画「評価・検討委員会(協議会)」に合わせて(仮称)事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

長沼町	長沼町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年度に事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

- て各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	60	58	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	29	23	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
卸売業	9	7				1	1				1	1
小売業	64	61	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2
飲食業	65	63	2	2	1	1	1	2	2	1	1	1
サービス業・その他	121	113	3	5	6	5	4	3	5	6	5	4
合計	348	325	11	12	12	12	12	11	12	12	12	12

- ・(仮称)事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	長沼町産業振興課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事から

の感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・長沼町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

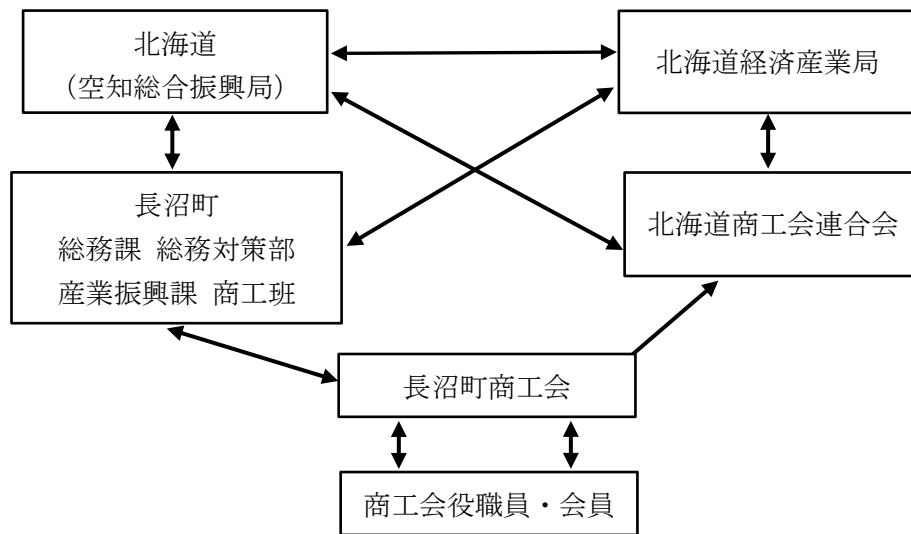
- ・当町で取りまとめた「長沼町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

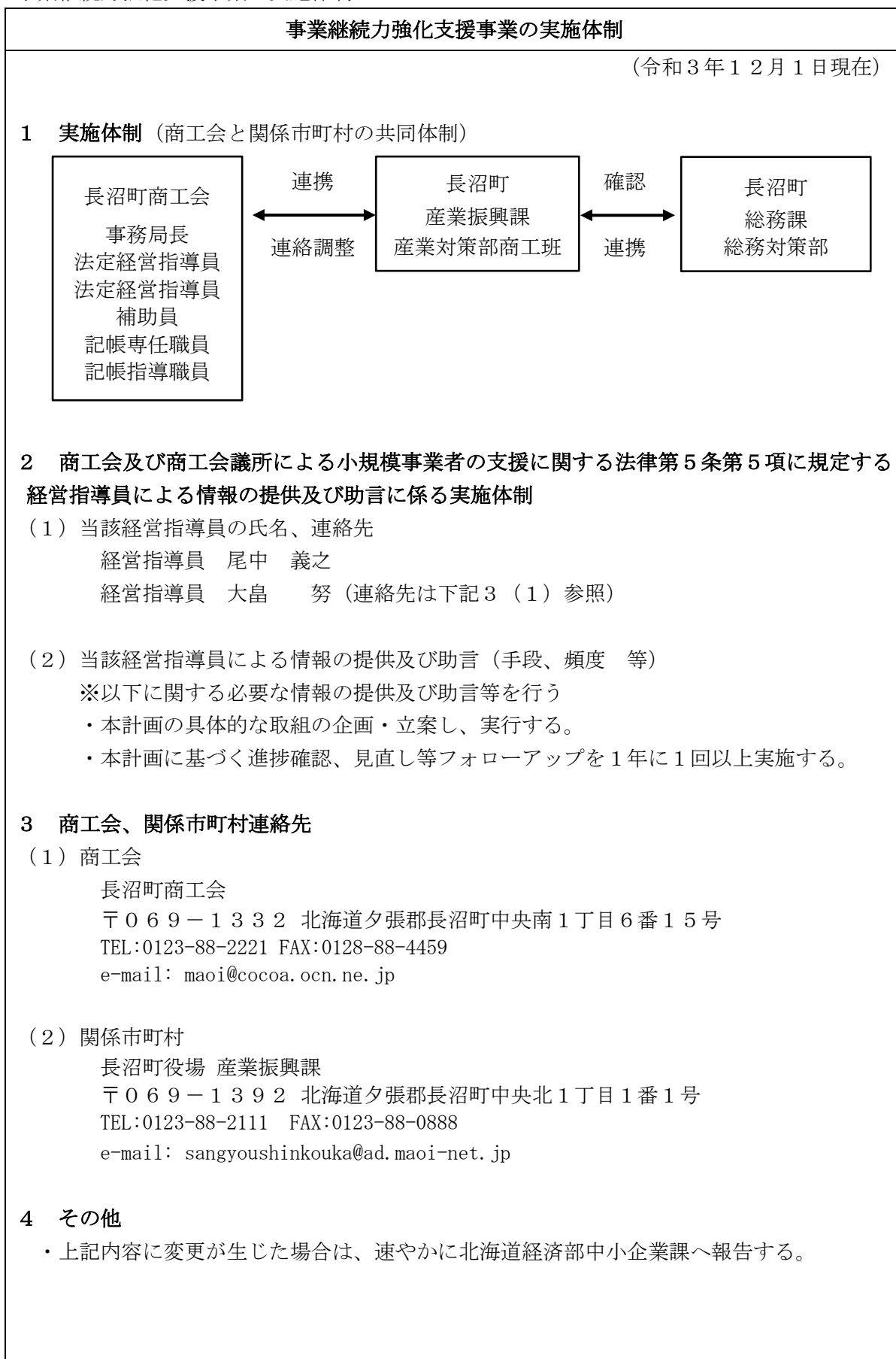
- ・長沼町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、長沼町・長沼町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	98	98	98	98	98
・ セミナー開催費	65	65	65	65	65
・ パンフ、チラシ作成費	3	3	3	3	3
・ 防災、感染症対策費	34	34	34	34	34

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、長沼町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。